

茅ヶ崎市立病院床頭台設備等運営事業基本仕様書

1 事業の概要

- (1) 事業名 茅ヶ崎市立病院床頭台設備等運営事業
- (2) 事業内容 茅ヶ崎市立病院での床頭台設備等運営事業
- (3) 実施場所 茅ヶ崎市立病院
- (4) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号
- (5) 使用形態 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4及び茅ヶ崎市市有財産規則（平成11年規則第49号）第16条から32条の規定に基づく行政財産の目的外使用許可
- (6) 許可期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
行政財産の目的外使用許可については1年ごとの更新とするが、実際の使用期間は7年程度を目安とする。
優先交渉権者選定後からを準備期間とし、その間の使用料は発生しない。
- (7) 許可面積 床頭台等：111.871㎡
ランドリー：4.300㎡

2 事業内容に関する条件

- (1) プリペイドカード方式もしくは定額方式（ただし患者への料金請求および料金収納は事業者が行うこと）により課金する、テレビ・冷蔵庫等を備えた床頭台等を設置運営し、患者等の利便性・快適性向上を図ること。
- (2) プリペイドカード方式を提案する場合、プリペイドカード販売機・精算機による当該カードの発行・精算（契約終了後の期間を含む）および現金収納等を行い、行政財産目的外使用料および管理料を当院へ支払うこと。
- (3) 定額方式を提案する場合、患者への同意書等必要書類は事業者で用意の上、患者への請求行為および料金収納は患者と事業者間で行うこととし、行政財産目的外使用料および管理料を当院へ支払うこと。
- (4) 院内放送設備を設置し、テレビの空きチャンネルを利用して院内放送を無料にて放送すること。また、院内放送は当院と協議の上、運営事業者にて作成すること。
- (5) 全病室でインターネットを利用できるよう、新たにインターネット環境を整備すること。
- (6) 上記（1）から（5）の事業運営に必要な機器・資器材等を調達し、定期的な清掃および保守・点検、修理並びに更新等を行い、提供するサービスの品質を維持すること。

3 設置機器等（現状のものであり、事業者の提案による）

- (1) 液晶テレビ（16L-X700）：375台
- (2) 電子冷蔵庫（CB-21SA1）：360台
- (3) 特室用冷凍冷蔵庫（SR-111T）：15台
- (4) 木製床頭台（KF-Z01）：375台
（一般用294台、特室用14台、個室用46台、小児用20台、特室小児用1台）
- (5) カードタイマー（TCS-3200ⅡW-Y-002）：314台
- (6) 液晶テレビアーム（KX-Z99）：375台
- (7) フットライト（LDU-600）：375台
- (8) DVDプレーヤー（DVL-P1000）：20台
- (9) ポータブルDVDプレーヤー（ADP-701AB）：40台
- (10) カード販売機（BSK-150-V）：4台
- (11) カード精算機（SIS-05）：1台
- (12) 洗濯機（CD-S45C1）：5台
- (13) 乾燥機（ASW-45CN）：5台
- (14) 洗剤販売機：1台
- (15) 木製ロッカー：4人用79台、1人用67台
- (16) 院内放送設備 一式

4 設置機器の条件

(1) 液晶テレビ

- ア 見やすい大きさであり、地上デジタル放送およびBSデジタル放送が視聴できること。
- イ イヤホン専用（スピーカー音声カット）とし、患者が分かりやすい位置にイヤホン端子設置されていること。イヤホン等は事業者で用意すること。
- ウ リモコンを附属し、そのリモコンは他のテレビに干渉しないこと。
- エ 角度が上下左右に調整可能であり、患者が見やすい位置に調整できること。
- オ アンテナ端子とテレビ側端子の接続は1本のケーブルとし、取り付けおよび取り外しが容易であること。
- カ 盗難防止・安全性・耐久性に優れていること。
- キ 院内放送が無料で視聴できること。
- ク 特別室および個室は無料で視聴できること。

(2) 冷蔵庫

- ア 無音無振動タイプで床頭台内部に設置可能なもの。（ただし、特別室に設置するものに関しては床頭台外部への設置も認める）

- イ 容量20リットル以上で、中身の取り出しが容易かつ庫内に収納バスケットがあること。
- ウ 稼働の有無に関して、ランプ等により一目で目視確認可能であること。
- エ 庫内温度が5℃±2℃に冷え、冷却機能が充分であること。
- オ 霜取り不要の製品であること。
- カ 消費電力およびエネルギー排出量（放熱等）が少ないものであること。
- キ 特別室および個室は無料で使用できること。

(3) 木製床頭台

- ア 木製であり、当院の病室スペースを考慮したサイズであること。
(現状寸法：(一般) W522×D677×H1,747、(小児) W522×D652×H1,817)
- イ 移動時を考慮し、静音性の高い大型キャスター（70mm以上）を取り付けること。
- ウ キャスターは一度の操作で四輪全てにロックおよびロック解除が可能であること。
- エ 十分な物置スペース（スライドテーブル等）があること。
- オ 引き出しに保管箱または鍵を取り付けてあること。
- カ 本対側面にタオル掛けを設けること。
- キ 電源ケーブルやアンテナ線等配線の収納を配慮すること。
- ク 転倒防止や角に丸みを持たせるなど安全面に配慮すること。
- ケ 抗菌性、耐熱性、耐水性および耐久性に配慮すること。
- コ 有料のコンセントおよびUSB端子を設置すること（ただし、特別室および個室は無料とする）。

(4) カードタイマー

- ア プリペイドカードにより、テレビ・冷蔵庫・コンセントが利用可能であること。
- イ 残度数または残時間が分かりやすく表示されること。

(5) DVDプレーヤー

- ア 小児科病棟の20台には、床頭台に設置されたテレビでDVDソフト等が視聴できる環境を整えること。
- イ ポータブルのDVDプレーヤーを40台設置すること。

(6) カード販売機

- ア 床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。
- イ 売上報告のため、販売明細書が発行可能であること。
- ウ 設置事業者の連絡先を明記すること。

(7) カード精算機

- ア 10円単位で精算できることとし、精算手数料は徴収しないこと。
- イ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。
- ウ 売上報告のため、精算明細書が発行可能であること。
- エ 設置事業者の連絡先を明記すること。

(8) 洗濯機

- ア 洗濯容量は 4.5kg 以上であり、W700×D570×H2,000 内に洗濯機・乾燥機が設置可能であること。
- イ 省エネ・節水・低騒音であること。
- ウ 全自動であること。
- エ 清潔が保たれていること。
- オ 使いやすい簡易な操作パネルであること。

(9) 乾燥機

- ア 洗濯機の容量に見合った容量のものであること。
- イ 省エネ・節水・低騒音であること。
- ウ 全自動であること。
- エ 清潔が保たれていること。
- オ 使いやすい簡易な操作パネルであること。

(10) 院内放送設備

- ア 当院と協議の上、運営事業者にて放送内容を作成し、それにかかる費用は運営事業者が負担すること。
- イ 放送内容に変更があった場合、運営事業者が内容の更新を行うこと。
- ウ 空きチャンネルを利用し、無料で視聴可能とすること。

(11) 木製ロッカー

- ア 木製であり、当院の病室スペースを考慮したサイズであること。
(現状寸法：(4人部屋) W1,800×D450×H1,100、(個室) W590×D450×H1,100)
- イ 現状は4人用ロッカーも設置しているが、提案では1患者につき1人用ロッカー1台を設置すること。
- ウ 移動時を考慮し、静音性の高い大型キャスター(70mm以上)を取り付けること。
- エ キャスターは一度の操作で四輪全てにロックおよびロック解除が可能であること。

(12) インターネット設備

- ア 無線インターネットを全病室で利用可能であること。
- イ インターネットへのアクセスは光回線とする。
- ウ アクセス回線は、使用に際して不自由を感じない通信速度を確保すること。
- エ セキュリティ環境には最大限配慮し、当院の診療端末とバッティングが発生しないよう当院担当者とは十分協議すること。バッティング等の不具合が発生した場合は、事業者の責において迅速に対応すること。
- オ 当該インターネットに利用者以外の他者がアクセスできないようにすること。
- カ 利用料金については、提案時に明記すること。無料とする場合もそれを明記すること。
- キ インターネット環境の構築にかかる工事費用等は改修も含めすべて事業者の負担とする。

5 料金設定（現状のものであり、（1）から（5）は事業者の提案による）

- （1）プリペイドカード：1, 000円/枚（971度数）
- （2）テレビ視聴時間：777分/カード1枚
- （3）冷蔵庫：103円/24時間
- （4）洗濯機：200円/1工程
- （5）乾燥機：100円/30分

6 保守管理体制

- （1）利用者の退院時および定期的に、設置した機器等の清掃・消毒その他メンテナンスを行い、常に清潔な状態を保つこと。
- （2）故障や不具合が発生した場合、速やかに修繕ないしは代替えを用意すること。
- （3）利用者や病院職員等からの意見を抽出し、常にサービスの向上に努めること。
- （4）設置機器等の利用方法や料金等が簡単に分かる利用案内を設置する全てに用意すること。
- （5）売上金の回収・精算金およびカードの補充を月に2回以上定期的に行うこと。

7 経費の負担

以下の経費については、全て事業者の負担とする。

- （1）行政財産目的外使用料
 - ア 床頭台等：2, 027, 439円（30年度現在）
 - イ ランドリー：77, 928円（30年度現在）
 - ・床頭台分
 - ・カード販売機分
 - ・カード精算機分
 - ・洗濯機等分
 - ・保守、清掃担当者の常駐スペース

※常駐スペースが必要な場合、そのスペースが準備可能かは別途協議する。
- （2）企画提案書にて提案した管理料
- （3）光熱水費
- （4）NHK放送受信料および放送受信にかかる費用
- （5）設備の清掃・保守・修理・更新等にかかる費用
- （6）設備の搬入・設置・調整等にかかる費用
- （7）使用許可期間の満了に伴う原状回復費
- （8）振込手数料等手続きに要する費用
- （9）病院運営の都合等により、配置数や配置場所が変更になった場合の対応費
- （10）その他事業の運営にかかる一切の費用

8 その他

- （1）使用許可期間満了後は、事業者の負担において原状に回復するものとする。ただし、病院

の内装や設備等原状に回復することが困難な場合または原状に回復することにより病院運営上支障が認められる場合には、別途協議する。

- (2) 事業者職員の通勤に際して、当院駐車場の使用は認めない。
- (3) 店舗内を含め、当院敷地内は禁煙とする。
- (4) 使用物件は床頭台設備等運営事業以外の用途に供してはならない。また、第三者等の使用や転貸することも禁止とする。
- (5) 以下の実施について病院から要請があった場合、全面的に協力すること。
 - ア 電気設備点検及びその他の点検
 - イ 施設の修繕、改修工事
 - ウ 大規模災害時におけるバックアップ体制（詳細は病院と協議する）
 - エ その他病院運営上必要な事項